

第1回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会
事業再構築小委員会 早期事業再生検討ワーキンググループ
議事録

日時：令和7年10月3日（金）10:00～12:00

場所：経済産業省別館11階1111会議室及びMicrosoft Teams

1. 出席者：

<委員>

山本座長、鐘ヶ江委員、菅野委員、杉本委員、中村委員、山崎委員、四十山委員

<オブザーバー>

金融庁監督局、法務省民事局

2. 議題

- ・早期事業再生法の制度設計について

3. 議事内容

○鮫島産業組織課長 それでは、少し早いですが、ただいまから「第1回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会 早期事業再生検討ワーキンググループ」を開催いたします。

産業組織課長の鮫島でございます。御多忙のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、私から、委員の皆様を御紹介いたします。

中央大学法務研究科教授の山本座長でございます。長島・大野・常松法律事務所弁護士の鐘ヶ江委員でございます。西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁護士の菅野委員でございます。株式会社KPMG FAS執行役員パートナーの中村委員でございます。森・濱田松本法律事務所外国法共同事業弁護士の山崎委員でございます。アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士の四十山委員でございます。

以上の皆様に加えまして、日本大学法学部教授の杉本委員に御就任いただいております。杉本委員は、後ほど11時15分頃から御出席と伺っております。

定足数は満たしておりますので、ワーキンググループは成立しておりますことを御報告いたします。

また、オブザーバーとして、法務省民事局、また、金融庁監督局から御参加いただいております。

次に、配付資料の確認でございます。

ペーパーレス化を推進しておりますので、タブレットで御覧いただければと存じます。タブレットの使い方等について何かあれば、いつでもお申し付けいただければと思います。

配付資料は、資料1が「議事次第・配付資料一覧」、資料2が「委員名簿」、資料3が、事務局からの説明資料、最後に「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会 早期事業再生検討ワーキンググループの設置について」となっております。

続きまして、議事の公開につきまして、このワーキンググループは、一般傍聴は行っておりませんが、議事要旨及び議事録をホームページにて公開いたします。議事要旨は1週間をめどに、事務局の責任で作成して公表いたします。

また、議事録については、1か月を目安に公開予定でございます。委員の皆様におかれましては、後ほど議事録の文案を共有いたしますので、御自身の発言箇所につきまして、御確認をいただければと存じます。

それでは、以降の議事につきましては、山本座長にお願いできればと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○山本座長 鮫島課長、ありがとうございました。

皆さん、おはようございます。このたび、この早期事業再生検討ワーキンググループの座長を務めさせていただくことになりました山本でございます。どうかよろしくお願いいたします。

一言、私から御挨拶を申し上げたいと思います。

御承知のとおり、本ワーキンググループは、本年6月に成立しました、いわゆる早期事業再生法の施行に向けて、事業再生に携わる実務家の皆様を中心に、制度の詳細や運用につきまして議論をさせていただく予定であります。

この法律は、一社でも多くの企業が事業価値の棄損や技術、人材の散逸を回避した上で早期に再生することを目的としたものであり、実務的に非常に重要なものであるとともに、理論的に見ても、「指定法人」という民間の営みに対して、裁判所が一定の協力をするることによって、一つの目的、事業再生という目的を達成しようという意味で、なかなかユニ

ークな興味深い制度であるということが言えると思います。

そういう意味で、手続の柔軟性を確保するために、法律には骨格的な内容を規定しながら、その詳細につきましては、省令でありますとか、あるいは運用に委ねるという形になっているものと理解をしています。

そういう意味では、このワーキンググループで御議論をいただく、その省令の内容でありますとか、運用の内容というものは、この制度の実質を機能させるためには非常に重要なものであると認識をしている次第であります。「神は細部に宿る」と申しますけれども、まさに本検討会では、そこを御議論いただくということでもあります。

これまで、事業再生ADR等の実務で培われた皆様の御経験、御知見をここで結集させる必要があると考えておりますので、ぜひ忌憚のない御意見、御議論をいただきますようお願いいたします。

それでは、本日の議題であります「早期事業再生法の制度設計について」の議論に入りたいと思います。最初に、資料3につきまして、事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇鮫島産業組織課長　それでは、資料3の事務局の説明資料に沿いまして御説明いたします。

まず最初、3ページが前提となる早期事業再生法でございます。今年の6月13日に公布をされて、施行は、公布の日から1年6月以内に施行することになっております。先ほど山本先生からありましたように、右下の流れが骨格ということでございます。

次の4ページは、本法案に対する附帯決議、これは衆議院のものでございますが、附帯決議がなされているということの確認でございます。

特に一にあるような、「従業員の協力の下で円滑に早期事業再生計画が実施されることが重要であること」。

二にあるように、「従業員の雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある場合は、過半数労働組合等との協議を通じて、その理解と協力を得る」こと。

また、五にあるように「確認調査員の選任については、その選任要件は事業再生ADRにおける手続実施者に比較して、より厳格に定めること」等々が決議されているということでございます。

5ページは、参議院の附帯決議でございまして、細かいところは少々違いますが、衆議院とおおむね同様の附帯決議がなされているところの確認でございます。

次の6ページ以降が、本日のメインテーマの「手続の流れ、指定確認調査機関による確認・調査の基準等について」でございます。先ほど数えたら13か14ぐらい論点がありましたので、ポイントにつきまして、まずは御説明いたします。

7ページが、まず1つ目「手続の全体像」でございまして、手続の流れを、以下のよう
に定めてはどうか、赤字が省令で定める部分でございまして。

特に指定確認機関による確認後、⑤にあるように「2週間以内に第一回債権者会議を開催する」とか、また⑦に早期事業再生計画の提出がありますが、⑥でその「2週間前までに労働関係の変更が見込まれる場合には、労働組合に対して通知をする」と、こういったものを組み込んだ流れでどうかということでございます。

細かい論点につきましては、それぞれ後ほど御説明いたします。

8ページ目は、また、国会審議の確認でございまして、国会審議では、「従業員の雇用や賃金の減少が見込まれる事案については、早期事業再生計画の提出に先立って労働組合等へその旨の通知を行う」ことを政府、具体的には経済産業大臣が答弁をしている。また、「労働組合等の理解を得ながら本手続を進めることが重要」という附帯決議もなされたところも確認させていただければと存じます。

この答弁を踏まえて、先ほど申し上げた「早期事業再生計画提出の2週間前の通知」という流れになっているということでございます。

続いて、9ページが2つ目の論点、「指定確認調査機関の確認の基準について」でございまして、この基準については、「権利変更議案の可決の見込みがないことが明らかでないもの」というふうに法律では規定されております。この部分を、事業再生ADRの動向も踏まえて、「貸付債権等の総額の1/5を有する金融機関等が異議を述べていないこと」という形で規定してはどうかということでございます。

先ほど述べた「貸付債権等の総額」は、担保権で保全された部分も含めた債権の総額として判断してはどうかという御提案でございます。

次の10ページが3つ目の論点で、「確認申請時の提出書類について」でございます。これは、権利変更概要書や貸付債権一覧表のほかに、適切な確認等の観点から、以下を求めているかどうかということで、右にございましており、「確認申請の日の前1年間の資金繰りの実績」であるとか、また、「確認申請の日以後の半年間の資金繰りの見込み」、これらを書いてはどうかということでございます。また下にあるように、「確認申請の日前3年以内の、3期分のBS及びPLを入れてはどうか」というところでございます。

次の11ページが、「権利変更概要書・貸付債権等一覧表の記載事項について」でございます。この記載事項につきましても、適切な確認であるとか、その後の手続の円滑化の観点から、以下を求めているかどうかということで、基本的には事業再生ADRにおける実務等を参考に、以下の青枠のところを御提案しております。例えば①の「事業の内容・状況」と、⑤の「確認の申請に至った事情」等々を記載事項に求めているかどうかということでございます。

続いて12ページが、5つ目の論点「確認申請の軽微な変更について」ということで、確認した後に変更がある場合、基本的には、改めてもう一度確認し直すことが必要ではありますが、「軽微な変更であれば確認が不要」と法律で書かれております。その具体的な中身につきまして、①の確認ではなく届出が必要な事項でございますが、それは確認基準に該当しなくなるおそれがあるもの以外については、届出でいいのではないかとということでございます。②の届出も不要というものにつきましては、誤記ですね。ただし、金融機関等の氏名、名称、住所、連絡先は、もちろんちゃんともう一回届出してもらいますが、その他の誤記につきましては、届出も不要ではないかと、そういう御提案でございます。

続きまして13ページが、「確認の取消しに係る例外規定について」、6つ目の論点でございます。指定調査機関による確認をした後は弁済することができない旨が法律で定められておりますが、これに違反して弁済された場合には、この確認を取り消さなければなりません。ただ、例外規定が省令に委任されまして、その省令の中身としては、「事務上の誤りによる場合」と規定してはどうかということでございます。さらに具体的な事例は、臨機応変に対応できるよう、Q&Aで明確化を図ることとしてはどうかということで、例えば、右下にあるように、自動振り込みや引き落としの解除漏れや、事務スタッフの振り込み誤り、こういったものを取り消しの例外規定として、Q&Aで定めてはどうかという御提案でございます。

次の14ページが、7つ目の論点「対象債権者会議について」でございます。早期事業再生法では、権利変更の決議を行う対象債権者集会、これを法律で規定されてございますが、事業再生ADRの実務では、その正式な会議の前に円滑な調整を図る観点から、少なくとも2回の債権者会議を実施している点、現行実務と承知しております。このADRの実務を踏まえまして、本制度でも同じように「対象債権者会議」の開催を求めているかどうか。その場合の議題を、下記のように定めてはどうかという御提案でございます。そして、事業再生ADR等の別途の手続において、それに相当する内容の協議をしていた場合には、重

ねて「対象債権者会議」を要しないこととしてはどうか、それによって効率化を図ってはどうかと、そういう御提案でございます。

続いて、15ページが8個目の論点で、「従業員から協力を得るための措置について」です。附帯決議で先ほど示しましたとおり、労働組合等の理解を得ながら本手続を進めることが重要ということに鑑みまして、雇用の減少、賃金の減額が生じる見込みがあることを、早期事業再生計画に記載する場合には、早期事業再生計画の提出の2週間前までに労働組合等へ、その旨の通知を求めるべきではないかということでございます。また、早期事業再生計画の中に、協議の結果、または協議を行う予定の時期の記載を求めるとともに、労働者の理解と協力を得るよう努めること、これを求めるべきではないかという御提案でございます。

次の16ページが9つ目の論点で、「早期事業再生計画等の提出期限について」でございます。早期事業再生計画や権利変更議案の提出は、指定確認調査機関による確認後6月以内と法律で定まっておりますが、省令で定める「やむを得ない事情」がある場合には、6月に限り延長することができると規定されてございます。この「やむを得ない事情」の中身は、手続に想定以上の期間を要する可能性を想定する、そういった観点から、右下にあるような、例えば対象債権者が20者以上であるような場合等々について規定してはどうかという御提案でございます。

ちなみに17ページが、「事業再生ADRにおいて手続に要した期間」でございまして、再生ADRが成立した案件について、正式申請から成立までに要した期間は、下記のとおりでございまして、180日以上かかったケースは18%だということでございます。

続けて18ページが「早期事業再生計画の記載事項」で、これは今後の調査を十分に行う観点から、下記の記載を求めているかどうかということでございます。とりわけ、先ほどの附帯決議や条文修正が、従業員の理解、協力の促進を得る観点からなされたことを踏まえまして、雇用減少、賃金減額等々が見込まれる旨を含む場合には、労働組合との協議や通知に関する記載を求めているかどうかと、そういう御提案でございます。

次の19ページが11個目の論点で、「資産評定の基準について」でございます。確認事業者は、早期事業再生計画等を提出する際には、資産・負債の価格を評定した結果を添付する必要があるということでございます。2つ目の●にございまして、事業再生ADRにおいても、資産評定の基準は大臣告示で定めておりますが、原則として時価により評定するとされてございます。こういった実務が浸透していることも踏まえまして、この手続

に、早期事業再生計画においても基本的に同様の資産評価基準を定めてはどうかという御提案でございます。3つ目の●は、一方で事業再生ADRとの相違点もございまして、ADRでは債務の減免を伴う場合に、この評価が求められているということでございますが、この早期事業再生法の手続では、全ての場合、減免だけではなくリスケジュール等のみの場合においても評価が求められているということでございます。これを鑑みて、リスケジュール等のみに限定される場合には、これは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評価できることとしてはどうかという御提案でございます。また、事業再生ADRの資産評価については、適切な評価基準日を定めることにされてございます。本制度では、直近の決算に基づいて算出することを可能とする観点から、評価基準日を確認の前1年以内としてはどうかというところでございます。一方で、対象債権を保全する担保の目的となる資産については、第3条の確認の時とするべきではないかというところでございます。

19ページで申し上げたことを、次の20ページで整理してございます。上が早期事業再生法でございまして、まず、債務減免があるような場合には、原則として時価で評価を行い、リスケジュールのみの場合にも評価をする。リスケジュールのみの場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠できるということでございます。それで基準日については、担保資産につきましては確認時、担保資産以外につきましては1年以内と、そういった整理でございます。

次の21ページは、「事業再生ADRにおける資産評価基準に関する規定」でございまして、御参照いただければと存じます。

次の22ページが12個目の論点で、「指定確認調査機関の調査の内容」でございます。この内容につきましては、基本的には、これも事業再生ADRの確認事項を踏まえつつ、以下のように省令で記載してはどうかというところでございます。とりわけ数値基準につきましても、これまでのADRの実務を踏まえて、原則3年以内の債務超過解消及び黒字転換を求めているかどうか、右の青枠の中にある③を求めているかどうかというところでございます。また、⑤にあるように、少なくとも6月に1度進捗状況の報告を行ってはどうかというところでございます。

23ページは、「指定確認調査機関による調査内容、事業再生ADRの認証紛争解決事業者の確認内容の比較」でございます。事業再生ADRにおける債務減免の場合の要件も、早期事業再生法の手続においては、全ての場合に求めることとしてはどうかというところで

ございます。基本的には、全てではございますが、ただ、事業再生計画の公表等については求めないことでいいのではないかというのが23ページ、24ページでございます。

次の25ページが、「指定確認調査機関の調査から対象債権者集会までの流れについて」でございます。対象債権者集会を招集する場合には、確認事業者は、その集会の日の2週間前までに、対象債権者と対象調査機関に対して招集通知を発しなければならないと、期限を設けてはどうかということでございます。その招集時に定めて通知すべき事項につきましては、以下の事項を定めてはどうかということでございます。その通知すべき議決権行使書面に記載すべき事項につきましても、以下を求めてはどうかということでございます。特に議決権の不統一行使を行う場合には、7日前までに、その旨を確認事業者に対して通知しなければならないとしてはどうかということでございます。

次の26ページが13個目の論点で、「プレD I Pファイナンス等の事業再生/継続上の不可欠性の確認基準」でございます。まず1つ目が、会社法に基づく社債権者集会、その決議に対して、裁判所認可があります。その裁判所認可の蓋然性を向上するために、社債金額の減額に係る省令の基準につきましては、これまでの実務を踏まえて、事業再生ADRと同じ内容としてはどうかということでございます。また法的整理に移行した場合には、裁判所が再生債権や更正債権に対する優先性の判断をすることになりますが、その優先性の判断、裁判所判断の予見性の向上に資するという観点から、この手続においては、プレD I Pファイナンスに関する省令の基準が定められることとなります。基本的には、これも事業再生ADRと同じような内容としてはどうかということでございます。あくまでも基本的には、ということでございます。ただ、事業再生ADRで求められる弁済期に関する要件、詳しくは次のページにございますが、この弁済期に関する要件については、今のADRの実務上、当座貸越であるとかコミットメントラインとの関係で、次のページのように考えてはどうかということでございます。

27ページ目を御覧いただければと存じます。ちょっとややこしいので、図も行ったり来たりで御覧いただければと存じます。まず、事業再生ADRにおいて求められている「事業継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準」（裁判所が考慮するための要件）、これは弁済期が「債権者全員の合意の成立」、すなわち効力発生が見込まれる日以降に来ることとなっております。下のケースで見れば、1の場合になっているということでございます。ただ、ADRの実務上、「極度額」の限度内でコミットメントラインつきでのプレD I Pファイナンスの場合もありまして、その場合には、その見込日より

も前に弁済されるケースがあります。例えば下のケース3のような場合でございます。融資額が一時的に0になるような場合もあるということでございます。この場合は、事業再生ADRの実務上、先ほどの弁済期の要件を満たす扱いとされてございます。これを踏まえて、早期事業再生法について、以下の2つの論点についてどう考えるかということで、まず論点の1つ目が、早期事業再生法では、弁済期が効力発生日以降であるという要件、この弁済期の要件は設けないこととしてはどうか。すなわちケース2のような場合の対象としてはどうかということで、理由は、プレDIPファイナンスが、与信をより幅広くできるようにするという観点からということでございます。その上で論点2は、これは、コミットメントラインや当座貸越でのプレDIPファイナンスの場合につきましては、先ほどの弁済期の要件は設けないとした上で、さらにはコミットメントラインの終期が、「手続終了が見込まれる日以降」という、この要件をさらに加えるべきかどうか。つまりケース3とケース4についてどう考えるかということでございます。これは、仮にコミットメントラインの終期を効力発生見込みよりも後にすると、事業者がより長い期間コミットメント（融資可能）ができるということで、資金繰りに配慮するという観点もあろうかと存じます。そうすると、ケース3のみが確認対象になるということになりますが、ここにつきましては、実務家の皆様から御意見を伺えればと存じます。

次以降、29ページが「指定確認調査機関の指定要件について」でございます。ここは、論点は3つぐらいでございますので、駆け足でまいります。

まず、1つ目が、指定機関の指定要件でございまして、この手続の指定調査機関は、事業再生ADRに求められる水準以上の業務が遂行されるよう、指定要件や業務規程の内容、確認調査員の要件を定めてはどうかということでございます。その前提で、経産大臣による機関の指定要件としては、下のような省令の中身を規定してはどうかという御提案でございます。

続きまして、30ページが、「指定を受けようとする者の申請書類について」は、基準の適合性を国が確認する等の観点から、下のような省令において追加してはどうかという御提案でございます。

次の31ページが、「指定確認調査機関の業務規程記載事項、基準について」でございまして、まず1つ目の●にあるように、指定確認調査機関、これは手続の適正性を確保するための非常に重要な主体です。その業務の質の担保を図ることが重要だということでございまして、2つ目の●にあるように、その重要性に鑑みまして、業務規程で定める規定に

つきましては、下記のとおりにはどうかということでございます。その上で、先ほど申し上げた附帯決議において、確認調査機関の見識を高めるための研修機会等の充実であるとか、選任プロセスの透明性、さらには協議に必要な情報提供に関する労働組合との秘密保持の確保が附帯決議で求められている点を尊重しまして、業務規程の詳細な内容につきましては、下記のとおり運用で明らかにしてはどうかという御提案でございます。

次の32ページ目が、「確認調査員に求める知識・経験について」でございます。これにつきましては、以下のとおり知識・経験を要求してはどうかということでございます。特に赤字で書いている②でございますが、「対象債権者集会手続その他の事業再生に関する研修を受けている者」ということを提示させていただいてございます。

論点としては、以上でございます。最後の34ページ目が、「今後のスケジュールについて（現時点での想定）」でございます。本日が第1回で、第2回は11月10日を予定してございまして、こちらは対象債権の範囲であるとか、一時停止要請の対象であるとか、本日の継続論点等々でございます。第3回で、中間整理を予定して、来年1月以降に、関係団体に御参加いただいた上で審議ができればと考えてございます。

それまでの審議の状況を踏まえて、しかるべきプロセスで、この研究会の報告書を取りまとめまして、また、その報告書の内容を反映した省令案や告示案のパブリックコメントをかけられればと考えてございます。それを踏まえて成案を公表して、来年12月までに省令・告示、Q&Aを公布または公表できればと存じます。来年12月中旬までの本制度の施行に備えられればと存じます。

私からの説明は、以上でございます。

○山本座長　　鮫島課長、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、委員間の自由討議に移りたいと思います。私から順に指名いたしますので、御発言をいただけますと幸いです。御発言の際には、机上のマイクのスイッチを押して、マイクに向かって御発言をいただけますようお願いいたします。

まずは、お一人5分程度をめどに最初の御発言をお願いしたいと思います。その後、さらに2巡目の発言の機会を設けたいと思いますので、最初は、取りあえず5分程度で収めていただければ、大変ありがたく存じます。

お名前の五十音順、つまり私から見て左側の委員から、順に発言をいただくことにしたいと思いますので、まず、鐘ヶ江委員、お願いいたします。

○鐘ヶ江委員　　弁護士の鐘ヶ江です。私は、債務者代理人として事業再生ADRの申請

をした、もしくは手続実施者の補助者として手続に関与したという経験があります。その観点から、今回の早期事業再生手続について、特に事業再生ADRと本手続とがどのように手続選択されるか、また移行も含めてどのような使われ方をするのかという点に、非常に興味を持っています。

今回の手続の全体像の中で、様々な部分で、事業再生ADRの規定や運用、実務を参照した案をご提案いただいておりますが、まさに事業再生ADR等、本件手続については、途中で手続が移行することも想定されるかと思います。例えばですが、本手続と事業再生ADRについて対象債権が同一となるかどうか、グループ会社の取り扱いと同様に取り扱えるか、また早期事業再生計画の提出期限が確認から6か月、伸ばしても1年という制限がある中で、最初から本手続を使って時間的に間に合うのかという懸念があるケースもあるかと思います。それぞれの手続は、必ずしも完全に重なることはないと思いますので、仮に事業再生ADR手続が先行した場合でも、速やかに、またスムーズに本手続に移行できるように、できる限り事業再生ADRの規定や運用に即した形で、本手続の入口や判断の基準を策定することが重要と考えます。また、最終的に裁判所の認可決定がある関係で、グループ会社の処理や一部の対象債権の取扱い等について、これまでは全員の同意があることを前提に行なわれていた様々な運用が、本手続の認可に耐えられるのか、最終的に裁判所の御判断を経ても認められる実務であったのかどうかという点も検討課題になると認識しております。具体的には、特に第2回以降に議論があると思いますが、総論的にはこのように考えております。

少し具体的な中身について触れますと、今回、附帯決議がなされている労働者の権利の保護は、大変重要な観点であると思います。この点、そもそも事業再生ADRも本手続も、いずれも事業を再建させて従業員や取引先との関係をできる限り維持することが目的であり、全体として従業員の雇用を守るための手続であると理解しています。また、従前の私的整理手続でも一般的な労働法制は当然適用されますし、労働契約承継法といった労働者保護のための枠組みもあります。これらの枠組みは、当然、本手続でも引き続き適用されますので、労働組合等への2週間前通知といった特別な制度は、これらに重ねて本手続で労働者の保護のために追加的に考慮されるものとの理解です。そのため、全体として事業再生の妨げとならず、事業再生の手続が円滑になされるように、本手続で追加のプロセスとして何を要求すべきかといった観点でみるのが重要かと思います。

もう一点だけ具体的な論点について述べますが、やはり担保権の評価を含めた資産評定

は、本件手続の中でも非常に難しいところです。議決権の数を決めるという概念でもありますので、どの時点にどのような内容で評定をして、担保権でカバーされていない債権額をどのように確定するのかという点は、非常に重要な論点かと思います。今回の資料20ページに、原則として時価で評価することとして、事業再生ADRの評定基準とそろえていただいています。私は大賛成です。また、リスクのみの場合に、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準ということで、比較的緩やかな評定基準も許容することが提案されています。この点、本制度は広く用いられるべきかと思えますし、時価で評定するには、実務上やはり一定の負担がかかります。他方でリスクのみの場合、多くの事案では反対する債権者があまり想定されないと思いますので、私はリスクのみの場合に評定基準が一定程度緩やかになるということについて、方向性には賛成です。

あとは、個別の議論で出てきた際にお話しさせていただきたいと思います。ちょっと長くなりましたが以上です。

○山本座長 ありがとうございました。それでは、続きまして、菅野委員、お願いいたします。

○菅野委員 弁護士の菅野です。今回、このような貴重な機会に参加できることになって、非常に光栄に思います。私自身は、活性化協議会の私的整理など様々な私的整理案件に関わらせていただいております。特に私は、事業再生のほか労働分野を専門にしております。私的整理、法的整理、それから、私的整理にまで至らない段階でのアーリーステージでのM&Aにおける雇用関係の変更であるとか、労働条件の不利益変更に当たるような、あるいは人員削減というようなところについても、かなり案件に携わらせていただいております。そういった観点からも、今日は少しコメントをさせていただければと思っております。

まず、全体像についてのコメントは、鐘ヶ江先生のコメントとも重複するところもかなりありますけれども、私自身の受け止め方としては、事業再生の手法というのは、いろいろなオプションがあって、各債務者の状況に応じて様々な方法を選択していくことで選択肢が増えること自体は喜ばしいことではあると思えますし、それが、従前の私的整理における金融機関の全員同意を取得してコンセンサスをとってやっていくという、従来の実務とも平仄をとっていくというか、連携できるような形で運用されることは望ましいのではないかと思います。また、国際法的観点から言っても、この立法段階でも調査がありましたように、諸外国においても、様々なハイブリッド型の事業再生手法というのを導入

しており、それが一定程度利用されていて有用に使われているということから考えても、クロスボーダーの案件においても、こういう制度が導入されたということは、好意的に受け止められるのではないかと考えております。

個別の論点で申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり労働法の専門家でもあるということから、鐘ヶ江先生からも御指摘いただいた労働者の権利保護、労働者に配慮した手続ということについては、いろいろと附帯決議など立法段階でも意見がありましたけれども、今回、手続については、従前の私的整理と比べても配慮されたものになっているのではないかと考えております。また、M&Aにおける、会社分割における労働契約承継法だとか、事業譲渡における事業譲渡等指針、これはもちろん別途適用されるということで、それから就業規則の不利益変更等のこれまでの労働者保護というのも、もちろん別途適用されるということで考えると、従前の私的整理では、雇用の確保であるとか、それから労働者の条件の維持といったものは、債務者企業側としては、従業員に働いてもらって、労働生産性を高めてもらうためには必要なもので、これまでもコンセンサスをとっていたと思いますが、手続的に明記されているという点においては、非常に配慮された仕組みになっているのではないかなと思います。

ここからは、通知の内容であるとか、通知のタイミング、それから協議の内容、通知の宛先とか協議の相手方、こういったものについての具体的なところを議論していったら、より実質的に労働者保護が図れるような形になればと思っています。

特に、過半数労働組合がある場合には、会社との関係で、きちんと労使協議ができる体制が整っているかもしれませんが、労働組合の組織率も下がってきているということもありまして、過半数労働者代表という、労働組合ではない仕組みを用いて労働者と協議及び通知していくパターンで、実質的に労働者保護を考えるためにはどうしたらいいのかというところが、一つ論点になるかと考えております。

5分程度になりましたので、以上とさせていただきます。

○山本座長 ありがとうございました。

それでは、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 KPMG FASの中村と申します。よろしくお願いいたします。

私自身は、不良債権処理の頃から25年以上にわたって、この事業再生に携わってまいりまして、今回も財務アドバイザー、コンサルという立場では1人の参加だと思っておりますので、その観点で、いろいろな情報共有とか、御意見を申し上げさせていただけたらと考えており

ます。

全体としては、やはりこの制度、法律が事業再生の早期着手、それから迅速再生にいか
に資するかということが重要だと思っています。多数決なので、一定の厳格性が当然必要
である一方で、その早期、迅速というところをいかに確保するか、ここのバランスが重要
だと思っています。そういった観点で、債務者アドバイザーないしはスポンサー側のアド
バイザーとして、手続実施者、金融機関の皆様と協議している中で感じること、実務のよ
うなところでお話を差し上げられればと思っております。

今回の内容で申しますと、少し個別の話になりますが、まず、10ページの資金繰りの確
認についてです。確認申請後、半年間の資金繰りの見込みを明らかにしたらどうかという
ところですが、やはり事業再生は資金が非常に重要で、資金繰りが続かないと再生に至ら
ないばかりか、その手続もできないということになってしまいます。そして、関係者の
方々が非常に関心を持って確認する実務があり、一時停止の期間についての資金繰りを確
認するということが、必ず行われています。10ページのスケジュールによりますと、計画
の提出が6月以内、その後に調査報告、認可というふうに、恐らく一時停止の期間が半年
以上になるケースもあると思うので、一時停止が求められる期間においての資金繰りを確
認するのはどうか、また延長されたときも同様の観点で確認したほうがいいのではないか
という点を申し添えさせていただきます。

それから、鐘ヶ江先生からもお話がありました、20ページの資産評定の基準日について
です。確認時に資産評定をすれば、担保の評価と、バランスシートの資産評定のタイミン
グが一致すると思いますが、私的整理の実務では、決算日以外の確認時において決算を新
たに組むのは大変なので、直近の期末日等の一定の時点で資産評定をし、債権の保全・非
保全に係る担保は一時停止時点等で評価する【早期事業再生手続の確認時、または先行す
る私的整理手続がある場合はそこでの一時停止時点等】というような、2つのタイミン
グを持って評定・評価を行うことが多いと思います。債権の保全・非保全の算出の観点では
確認時の評価が重要ですが、担保物においては、例えば在庫とか売上債権は、3月末など
の決算日と確認時では、その金額や中身が変わってくるので、担保物については2つの時
点で評価をするようなことも想定されると考えております。

一旦、個別のところとしては、以上申し添えさせていただきます。どうぞよろしくお願い
いたします。

○山本座長 ありがとうございます。それでは、山崎委員、お願いいたします。

○山崎委員 弁護士の山崎と申します。よろしくお願いいたします。このたび、御指名をいただきまして、大変感謝しております。ありがとうございます。

私も、事業再生の分野で25年ほど弁護士業務をやってきておりまして、今回、早期事業再生法の意義というのは非常に大きいものがあると思っております。特に近時、私的整理をする企業というの、かなり資金ショートが近い、例えば、さらに税金とか社会保険料を滞納していることで、実質的にも資金ショートしていると評価できるような企業が多いというのが実情であると理解しております。金融庁で、ずっと政策的に経営者保証に依拠しない融資慣行の実現を目指していただき、約10年前に経営者保証ガイドラインも制定いただきまして、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理が、かなり進められるようになっております。さらには、そもそも保証をとらない融資も増えており、従来は、事業再生をしようというときの一番ネックであった経営者保証の問題が、あまり大きな問題にならなくなったという要素もございますので、中堅・中小で非上場の企業に関してということでございますけれども、早期事業再生ということが、世の中的にできる環境が整ってきていたと理解しております。ただ、どうしても金融環境であったり景気動向で、再生に踏み切ることが、企業側としても金融機関側としてもなかなか難しい、そういう企業さんが多い。こういった企業を、できるだけ早期に事業再生をしていく必要があるということは、恐らくは共通の認識であったところ、この法律を全て適用するということではもちろんないにしても、早期事業再生の仕組みができたということ、それから意識づけが図られるということには、かなり大きな意義があるのではないかと考えております。

それから、あとは労働者保護の観点、もちろん重要ですが、実際に、今の世の中というのは非常に人手不足でございますので、むしろ、その早期事業再生によって、企業の経営主体が交代をするといったことで、さらに、むしろ賃金増であるとか、人材の社会的な有効活用ということが、より促進されていくという面があるのではないかと考えております。そういった意味で、この法律ができたことで早期事業再生が促進し、今申し上げたような、むしろ雇用にとってプラスの状況が生まれるということを期待しているところでございます。

各論的なところについては、この後、論点ごとの議論もあるかと思いますが、私自身、実務経験を踏まえて申し上げますと、数値要件的なところは、この多数決という法律の中で、当然これまで議論をされる中でも苦労をして決めてこられているかと思います。

その中で1点、今回、9ページの「指定確認調査機関の確認の基準について」というと

ころでございますが、この論点に関しまして、一言申し上げさせていただきますと、私は、個人的には、今の「貸付債権等の総額の1/5を有する金融機関が確認を受けることについての異議を述べていないこと」というのは、非常に適切な設定ではないかと思っております。まあ多分に感覚的なものもございますが、1/5、20%というのは、シェアとしては、恐らくはメインバンクのシェアとして、割と一般的といえます。これを超える、例えば3割ということになると、相当シェアが大きいという、まあ感覚論ではありますけれども、印象がございます。そういった意味で、1/5というのが、メインバンクを基準として考えたときに、割と適正なのではないかと。それから、あとは、債権額の総額の1/5ということで、必ず筆頭債権者が必要かというのも論点としてあろうかと思いますが、どうしても金融機関の入り繰りがあって、本来のメインバンクよりも残高が多い金融機関さんがいるというケースも、やはりございますので、これは基本的な、あくまで入口の確認の要件でございますので、こちらについては、総額の1/5という定め方が適切ではないかと思っております。

個別の論点のところに踏み込んで申し上げさせていただきましたが、特に新しい仕組みであり、この数値要件のところは非常に難しい要素もあろうかと思いますが、あらかじめ申し上げさせていただきました。

ひとまず以上でございます。ありがとうございます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、四十山委員、お願いいたします。

○四十山委員 弁護士の四十山と申します。私は、主に債務者側での事業再生に取り組んでおりますけれども、2016年から2023年の約7年間、金融機関に在籍をしております、事業再生案件では、対象債権者側から手続に関与をしておりました。また、後で論点が出てきますけれども、プレDIPファイナンス等を取り扱う専門部署に所属していた期間もございまして、事業再生ADR等において、プレDIPファイナンスラーとして関与させていただいたこともございます。

まず、プレDIPファイナンスの前に、今回の新しい制度につきましては、事業再生、事業再構築を推し進めるものとして、非常に歓迎をしております。ですので、ぜひ使える制度、使われる制度にしていきたいというのが、一番の強い要望でございます。

その点から申しますと、先ほど、既に御意見は出ておりますが、労働者保護の手続の関係で、計画提出2週間前に労働組合等に通知することが想定されておりますけれども、こ

これは、今までの私的整理になかった手順でございますので、ちょっと心配をしておりますのが、計画をまだ提出もしていない時点で、労働者の皆さんの間に、いたずらに不安が広がって人材流出が起こらないか、その関係でスポンサーとの協議がやり直しになるのではないかなどの、本手続自体の安定性を害する結果を引き起こさないかということを懸念しております。

そこが一番気になっていることございまして、次に、プレD I Pファイナンスの問題でございますけれども、これは、かなり特殊な実務でございますので、私から、基礎知識と申しますか、今、実務がどうなっているかというのを、少々、5分程度で御説明をさせていただきますと思います。資料の27ページを御覧いただきながら、話を聞いていただければと思いますが、まずケース1やケース2のような融資、これは証書貸付やタームローンと言われるものです。これは、最初に決まった額を借り、弁済期が来たときに全額を一括または分割で返済するというのが基本です。例えば10億円の証書貸付であれば、最初に10億円を借り、弁済期に10億円を返すという形です。そして、資金が不要になった場合は、一定のコストを払って期限前弁済をすることも可能です。これに対して、ケース3やケース4のような融資、これをコミットメントラインあるいは当座貸越と呼んでおりますが、これは一定の借入枠の中で、借入額を増やしたり減らしたりできるものです。コミットメントラインと当座貸越の違いは、コミットメントラインは、一定の条件を満たす限り、金融機関は貸付けをすることをコミットする、つまり約束しているものであるのに対し、当座貸越は、借入申込みがあった都度、金融機関側で貸付けをするかどうか、一応判断する。これは貸せないと思った場合には、貸さないことができるということで、厳密にはコミットまではしていないと、こういう違いがあります。

事業再生ADR等の準則型私的整理手続におけるプレD I Pファイナンスでは、運転資金として利用する場合は、通常コミットメントラインまたは当座貸越が利用されています。理由としては、先ほど述べましたとおり、この形のほうが借入人の資金需要に柔軟に対応できるために、必要な分だけ利用し、余計な金利を払わずに済むからです。他方で、長期資金やプロジェクト資金として借る場合は、ケース1やケース2のような証書貸付なども利用されます。長期資金と運転資金の両方が必要な場合は、証書貸付と当座貸越を併用するということもあります。現在のプレD I Pファイナンスの実務で最も使われている基本形としては、例えば当座貸越契約で、1か月ごとに毎月必要な額を借りて返して、そしてまた同日にすぐに借りて、を繰り返すパターンや、あるいは毎月末の支払い前に必要な

額を借りて、翌月の月中に返す、を繰り返すパターンなどがあります。その借入金額は毎月の資金需要に応じて細かく変更することができます。これらの場合、個々の貸付けは、個別貸付などと呼ばれており、法律的に分解すると、それら一個一個が別々の貸付け行為と解釈されるように思われますけれども、融資契約としては、全体として1個です。事業再生ADRでは、この点に着目して、この資料のケース3のように枠自体が決議の日以降まで続くように設定されていれば、借入人は、それまでいつでも借りることができますから、その融資契約に基づく融資を全体として一つの融資と見て、優先性確認の対象としていると、私は理解をしております、それは合理的な取り扱いであると思っております。

前置きが長くなりましたが、これを前提として、意見を申し上げますと、まず、今の事業再生ADRにおける規定の在り方については、計画成立前、つまり決議の日の前に弁済期が到来する融資については、法的整理移行時には、もう返済されてなくなっているから優先性確認の対象とする必要がないため、こういう形にしたのだという説明がなされておりましたけれども、そのおかげでと言いますか、実際のプレDIPファイナンスの実務がどうなったかと言いますと、このプレDIPファイナンスを出す金融機関としては、優先性確認を得るために弁済期を決議の日以降に設定することが多く、つまり手続の最後まで運転資金が確保される形になることが多かったと理解しています。それは、手続の安定に資することになりますので、結果として、この事業再生ADRの規定はよい実務の定着に貢献したのではないかと、個人的には思っております。

他方、本制度においては、決議に反対する対象債権者が一定数いる可能性があるという緊張感の中でのプレDIPファイナンスです。プレDIPファイナンスとしては、例えば債権者会議などの重要なイベントごとに弁済を区切り、手続が安全に進行することを確認してから、改めて貸し直したいという意向も出てくるかもしれません。そのような融資にも優先性を付与するかどうかという問題かと理解をしておりますが、ここはいろいろな意見があるかもしれません。ちなみに、本制度において金融機関は——これは、私の個人的な想像ですけれども、本制度において金融機関がプレDIPファイナンスを行おうとする場合、優先性確認は必須と考えるであろうと思っております。

一旦、私の意見は以上でございます。

○山本座長 ありがとうございました。

これで、委員の皆様からは一通り御発言をいただいたところですが、事務局からの補足あるいはオブザーバーの方々からの発言希望がありましたら、この際に、よろしくお願

します。

事務局から、何かありますか。——オブザーバーの法務省、金融庁から、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、引き続きまして、先ほどお話ししました2巡目の議論に移りたいと思います。今後の議論につきましては、順番ということではなくて、御発言を希望される方に、私が順次指名をさせていただきますので、恐縮ですけれども、名札を立てていただいて、発言希望がある旨をお示しいただければと思います。立てていただいた順番で、できるだけ御指名をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、菅野委員からお願いします。

○菅野委員 どの論点でもいいのでしょうか。

○山本座長 そうですね。今日は、別にこの論点と区切っていませんので、どの論点からでも結構ですので、御発言をいただければと思います。

○菅野委員 ありがとうございます。いろいろな論点がありますけれども、先ほど四十山先生から労働者保護の観点のところで懸念が示されていたかと思っていまして、それは、非常に理解ができる懸念だと思います。

私も、債務者側でも、もちろん私的整理に関与しますので、まず、その計画提出よりも前に通知をしなければならないというところ、また、協議についても、恐らくそのあたりに協議がなされるのだろうということだったり、それから、通知をしなければならないとなる場合の要件としては、雇用関係に影響する見込みがあるということで、実際にどれぐらい雇用条件の変更をしなければならないのかとか、それから、従業員の削減といったリスク的なことをやらなければいけないかというのが、そんなにはっきり分からない場合もありますし、場合によっては、スポンサーに承継された後、スポンサーのほうで考えるというケースもあるでしょうから、そういう意味でも、この通知をしなければならないときの要件についても、見込みとなっている意味では、ある意味広がっていると。それから、スポンサーとの関係でも守秘義務があるでしょうし、事象としても、ある程度、その計画の内容にも踏み込んでいく。例えば会社分割だとか事業譲渡のようなM&Aの部分にも踏み込んでいくのだとすると、守秘義務の問題だけではなくて、実際に情報管理の守秘性というところも問題になるのかなというふうに思っております。

そのときに、私も最初のターンで少しお話をさせていただきましたが、これは誰に通知して、誰と協議するのかというところの具体的な設計というのは、実は、結構重要なのか

もしれないと思っております。過半数労働組合があるときには、非常に明確だと思います。過半数労働組合がない場合について、そうすると、労働基準法にある「従業員の過半数を代表する者」という概念が出てくるのですが、皆様御承知のとおり、労働基準法における過半数代表者というのは、事業場ごと、かつ労使協定の締結など事象によって選定されるという、恒久的な制度・ポジションではないということがあります。ですから、例えば36協定の署名をする人になっているからといって、本当に実質的な意味で、こういった高度な、かつ非常に守秘性が高い情報を渡してかつ協議する相手としてふさわしいのかと。また、労働基準法のような全ての事業場単位にする必要があるのかということは論点になるかと思えます。

民事再生の場合にも、労働組合または過半数労働組合がない場合の過半数代表者の意見聴取の制度があると思えますけれども、ここについて、全ての事業場の過半数代表者、つまり36協定の締結権者を呼んで話をしているかということ、そうでもないと思えますし、それから、承継法における7条協議においても、過半数労働組合がない場合には、事業場の過半数代表者またはその他の、それに準じるような協議というふうになっていることもあるので、実務的には、やはり本当に企業全体の過半数の従業員を代表できるような、実質的な協議ができる方を選んでお話をすることによって、守秘性の問題だとか、その協議が、事業再生の円滑な進行に反するような形で燃焼してしまうと言いますか、もめてしまうようなことのないような方法というのは考えられるのかなと思っています。その辺のバランスが、この論点においては重要かと思えます。

○山本座長 ありがとうございます。それでは、鐘ヶ江委員、お願いいたします。

○鐘ヶ江委員 本当は違うことをお話ししようと思っていたのですが、今、労働者の部分が出ましたので、そちらを先にお話しさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、私は債務者側を代理することも多いのですが、まさに労働者を保護するため、雇用関係を守るためという意識で再生手続きに取り組んでいます。そのような中で、労働組合等に対して2週間前に通知すべき基準となる「見込み」をいつと考えるかが非常に難しいというのは、今、菅野先生が御指摘されたとおりだと思います。そもそも、早期事業再生計画を提出する2週間前にはなるので、その計画をいつ提出するかについて資料7ページの「手続の全体像」で見ると、第2回対象債権者会議の前、⑦として記載された時点で提出されることになります。

計画を提出するためには、確認事業者では、多くの場合、取締役会で計画の提出につい

て機関決定する必要がある、その時点で具体的な債権放棄を求めることを決定したとして、適時開示をしないといけなく考えられています。そのため、この適時開示のタイミングとなる⑦の時点に合わせて、並行してスポンサーとの合意を目指しているというのが通常です。できれば、最終合意がよいのですが、場合によっては基本合意にとどまったとしても、スポンサーとの間で一定の合意が締結されたということ、債権放棄を求めることの適時開示と同時に開示することで信用毀損を抑えるというのが実務的な対応です。

労働組合等への通知を行うのは、少なくともそれよりも2週間前というタイミングになりますので、スポンサーが離れるなど選定手続に悪影響を及ぼしてかえって労働者にとって不利益とならないよう、スポンサーとの協議内容を開示するようなことは当然含まれるべきではないと考えます。

具体的な通知の内容としては、早期事業再生計画に雇用者数の減少であるとか賃金の減額が生じる見込みとありますので、事業計画の中で人員削減や人件費削減を行うという場合には労働組合等に通知をして協議をすることが必要となりそうです。それもなお、スポンサーとの協議次第で事業計画の内容は変わる場合が多いので、ここも比較的柔軟に捉えなければ、スポンサーとの協議の関係ではなかなか難しい問題が生じる可能性もありそうに思います。

また、上場会社などでは、特に適時開示やインサイダー規制との関係で、あらかじめ事業計画の中身を一部の方に伝えるということには、秘密保持だけではない法的問題が生じるケースもあります。そのため、どのような内容をどのタイミングで通知するかは、規定の中であまり硬く決めてしまうと、かえって情報を受け取る方にとって負担となったり、全体の事業再生にマイナスになることもあるように思います。

このようなことを踏まえ、手続全体として労働者保護を疎かにしようと思っている確認事業者は決していないと思いますので、2週間前の見込みがある場合の通知については、ある程度の具体的な事案に応じて柔軟に判断できるような枠組みがよいと考えます。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。山崎委員、お願いします。

○山崎委員 今の論点に関しまして、先生方がお話しされたとおりで、私も同様の考えでございまして、鐘ヶ江先生に整理いただいたように、上場企業の場合には、スポンサー契約を締結する際に取締役会決議をして、適時開示を行う。そのほぼ同じタイミングで事

業再生計画案の提出をするということになるので、そこから遡った2週間前というのは、まだスポンサーとの合意ができていない。合意ができていない中でお伝えできることは、要はリストラ計画が含まれていて、それを労働者の皆さんにも御理解いただきたいという点のみで、まずは協議をスタートすることが重要であると思います。

ですので、その具体的なスポンサー名であるとか、そのスポンサーとの詳細な合意内容は、その時点でまだ何も決まっていないということになりますので、そこはまだ伝えられないというのが事実となります。本来は合意もしていないし、計画もできていないのだけれども、リストラが必要だということで、先行して協議をするということを実質的にきちんとやらないといけないということだと思いますので、ちょっと限定的に受け止められる可能性はあるのですが、実務上は、その点しか伝えられない状況であるということをお理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございました。菅野委員、お願いします。

○菅野委員 この論点について、確認的な意味でも、もちろんですけども、今の通知をする場合の通知事項もしくは協議をする場合の協議事項というところで、鐘ヶ江先生と山崎先生に整理していただいたとおりでありますので、まさにその見込みというところが非常に重要で、何をもって見込みとするかと。

それで、念のための発言になってしまうかもしれませんが、この段階で、やはり債務者として、見込みでもないというふうに考えた場合、つまり、スポンサー側に承継された後で、そういうことが起きる可能性もあるかもしれない。ただ、あるかもしれないぐらいで、ないかもしれない。そういうような状況のときに、これは見込みではないとなったとして、通知の対象だとか協議の対象から、もし外れたとしても、当然ながらもともとある労働基準法上の不利益変更の手続というのがありますし、もちろん承継法の手続というのがありますので、そういった従来の労働法制による保護、それから、労働組合との関係で言えば、団体交渉の対象になれば誠実義務があるわけですから、そういったところで保護が図れるということはつけ加えさせていただければと思います。

○山本座長 ありがとうございました。鐘ヶ江委員、お願いします。

○鐘ヶ江委員 見込みの論点について、中村先生もおられるので少しコメントさせていただきます。事業計画との関係ですが、本手続において作成される事業計画には、恐らく必ず何かしらの将来のリストラクチャリングというか、固定費用の削減、具体的には人件

費の削減が数字上、何かしら織り込まれているというケースは多くあると思います。ただ、それは抽象的な計画であって、具体的にどの事業所をどうするということまでは決まっていけないケースというのもあると思います。この場合に、労働関係の変更の見込みはあるとってよいのか、数字上は削減しているから見込みがあるとなると、協議する具体的内容がありませんので、実務上、難しい問題がありそうに思いました。もし可能でしたら、中村先生もおられるので、通常の事業再生局面の事業計画との関係でこの「見込み」についてどのように考えるべきか、コメントいただけると嬉しく思います。

○山本座長 中村委員、お願いします。

○中村委員 御指名いただきまして、ありがとうございます。

やはり人件費が一番大きな費用の一つなので、その抑制ということを計画に織り込むケースは多いと思います。事業を撤退するとか、拠点を統廃合する等の中で削減することもありますし、頭数として人員数を削減する場合も、自然減で吸収する、雇用止めをして自然減と合わせて削減する、あるいは希望退職を募るいわゆるリストラ的なことを実施する、など様々ですので、単純な人件費削減でなく、それらの中身において従業員の方々に重要な影響や不利益を及ぼし、本件で協議を要する事象を一定程度特定することは必要だと思います。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。従業員、労働組合等への通知の点に議論が集中していますが、ほかの点でももちろん結構ですので、御発言いただく点があればお願いしたいと思います。それでは、鐘ヶ江委員、お願いします。

○鐘ヶ江委員 もともとお話ししようと思っていた点ですが、今の事業再生ADRの実務との関係で、本手続の一時停止要請は、支払停止ではないという整理がなされていると理解しています。

本手続では、場合によっては反対債権者がおり、担保権の実行中止等の命令を裁判所からいただかないといけないケースもあると思いますが、そのようなケースでも、一時停止要請の時点では支払停止には当たらないと理解してよいのであれば、Q&Aなどでその旨を明らかにしておくべきだと思います。今日、山本先生が目の前におられますので、可能でしたら、私は座長にも御意見をお伺いできればありがたいと思っております。

○山本座長 今の点は、御要望として承りました。四十山委員、どうぞ。

○四十山委員 今、鐘ヶ江先生から出た一時停止の点は、次回以降かなと思っていたので、また、次回以降に申し上げたいと思いますが、金融機関の立場からすると、その辺は

非常に微妙な問題があるかなと思っております。

それで、話が戻って恐縮ですけれども、先ほどの労働組合等への通知の点について、上場企業の場合はどうだというお話が山崎先生から出ましたけれども、スポンサー側が上場企業である場合のことも考えておかなければならないと思っていまして、やはり正式に、これで行けるということが決まっていない状態で、債務者企業側の従業員からいろいろな情報が漏れ得るリスクというのは、これは、スポンサーにとっては非常に大きなリスクではないかなと思っております。

○山本座長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。鐘ヶ江委員、どうぞ。

○鐘ヶ江委員 全く違うところのお話をさせていただきたいと思います。

資産評定基準の部分が先ほど話題になっていました。中村先生から、基準日の話と、評価方法の話をしていただきましたので、その点について、少しコメントさせていただきたいと思います。

資料20ページですが、先ほど私は、リスクのみの場合の評価方法として一般に公正妥当と認められる企業会計の基準にも準拠して評定できるとあり、ここは賛成ですと申し上げました。それとの関係で、担保権がある場合には、右側の「基準日」という欄に記載のとおり第3条の確認時を基準日とした評価が必要となります。この場合、担保権の評価も一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の準拠でよいのか、それとも担保権の評価については、時価で改めて確認時に評価しないといけないのかという点については、コメントから漏れている部分でしたので、その部分につき補足します。

議決権の算定時に、4分の3といった数字を見るための基準になる非常に重要な点だということからすれば、担保権だけはリスクのみの場合でも時価で評価しないといけないという考え方もあるかとは思いますが、しかしながら、不動産であれば、それほど悩みはなくて不動産鑑定士の鑑定評価書をとればよいのですが、昨今の譲渡担保新法の立法など、様々な担保権が使いやすくなった関係で、これらの担保について常に確認時の時価で評価する必要があるとすると、実務的には非常に重たい作業を要する問題となるかと思えます。他方で、先ほど少し申し上げましたが、リスクのみの場合には反対する対象債権者がそれほど出ることは予想されません。さらに、この担保権の評価は実体的な権利変更を定めるためのものではなく議決権を定めるためのものと理解をしています。これらの観点からすると、私は、リスクのみの場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して担保権の評価をすることが許容されるのではないかと考えています。ただし、ここは

ちょっと争いがありそうなところですので、皆様の御意見も伺いたいと思っている点です。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

今、杉本委員がいらっしゃいましたけれども、杉本委員、準備が整ったら、札を立てていただければ、そこで御指名をいたしますので、お願いをいたします。

○杉本委員 分かりました。

○山本座長 それでは、山崎委員、お願いします。

○山崎委員 私も、鐘ヶ江先生がおっしゃったことに、基本的に賛成です。まず、資産評定基準を適用する必要性、目的というのは、主に、債権放棄がある事案において、企業再生税制を適用して、債務免除益対策としての資産の評価損益の計上といったような、基本的には税制上の、税務上のニーズに応じてというところが大きいという理解をしております。それで、リスケ事案において、担保物件に関しての評価だけ厳密というか厳格にすることが、私自身は、必要性としてはあまり理解できていないので、その必要性がもしあるのであれば教えていただきたいと考えております。

もう一点、資産評定基準の論点に関して、20ページの一番下に、※で書いていただいていますけれども、基本的には、基準日は、その確認時ということを前提としつつ、事業再生ADRの場合にも、その評価の前提が変わったような場合、別途やり直すといったことは許容されるというような、要は、その確認日以降の事情に応じての評価のやり直しといったことが許容されています。もちろん原則としては確認時ということだと思いますが、やはり事案の状況に応じての、※に記載のあるような評価のやり直しができるということ、ぜひ許容はしていただくのがよろしいのかなというふうに思っております。

私からは以上です。

○山本座長 ありがとうございました。それでは、杉本委員、お願いいたします。

○杉本委員 途中からの参加となりまして、大変申し訳ございません。日本大学の杉本と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、すみません、既にもう先生方から出たところかもしれませんが、大きく2点について発言させていただきたいと思っております、ちょっと自分の中で理解が及んでいないところなので、質問というところでもありますが、まずは、資料の9ページの「指定確認調査機関の確認の基準について」です。省令で定める内容として、この基準の3項のところに、「権利変更議案書において記載された当該権利の変更に関する方針が

第11条に規定する権利変更議案の可決の見込みがないことが明らかでないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。」とあり、この「省令で定める基準」をメインバンクからの異議がないということについて、「貸付債権等の総額の1/5を有する金融機関等が、法第3条の確認を受けることについての異議を述べていないこと。」としてはどうかと御提案されておられます。読み方がよく分からないのが、この3項の部分は、「権利変更概要書において記載された当該権利の変更に関する方針が、基準に適合するものであること。」というふうに、間を省くと読めるわけですが、そうしますと、例えば、権利変更概要書における権利変更の方向性、これが可決の見込みがないことが明らかでないものとして適合しているというふうに読めるわけで、その中で、省令で定める基準として提案をされている内容をはめてみますと、メインバンクから、この権利変更に関する方針について異議が出ていないということであれば違和感はないのですが、「方針が」という主語になっているにもかかわらず、「第3条の確認を受けることについて、メインバンクから異議が述べられていないこと」と締められているのが、主語と最後の部分に対応しているのかどうか、読み方が少し難しいなと思ひまして、事業者の立てている権利変更に関する方針が、メインバンクから異議を出されていないという書き方であれば分かるのですが、方針について、メインバンクが確認を受けることについて異議を述べていないというふうに読むのか、ごめんなさい、私の読み方が理解が及んでいないだけかもしれませんが、その点をどのように読むのか、主語と最後の部分に対応できていないような感じに読めましたので、御教示いただけるとありがたいなと思ったところでございます。

もう一点は、附帯決議の五の部分から、確認調査員の選任については、手続実施者よりも、その要件をより厳格に定めたほうがいいのかというような御提案があり、具体的な内容として、32ページに挙がっているかと思ひます。この要件を厳格にすることについて、事業再生ADRから新法への手続に移行するということを考えた際には、従前の、事業再生ADRの段階での手続実施者がそのまま適切であれば、新法での調査委員に選任するということが、手続の全体の迅速性との観点、利害関係を理解しているというところの観点から望ましいと思われるわけですが、仮に要件の厳格化をしたときに、これにより手続実施者から確認調査員への選任がスムーズに要件を満たさないような場合が生じてくるとなると、あまり望ましくないのではないかと思っていたのですが、32ページで提案されている厳格化されている部分として、最後の【省令において規定】するとい

うところの②で、「対象債権者集会手続その他の事業再生に関する研修を受けている者」ということで、これを厳格化部分と書かれていますけれども、果たして、この「研修を受けている」ことが厳格化になるのかどうかというのが、まず一つ疑問に思ったところです。手続実施者として選任される先生方でしたら、もちろん皆さん、きちんと何かしらの研修を受けて、勉強をされておられると思われまますので、それが、果たして厳格化になっているのかと思うところが1点と、あと、研修というのは何を指すのかと。研修を受けているということの確認はどうやって行うのか、自己申告なのかとか、あるいは決められた研修というものの受講をしなければならないのかなど、研修を受けているというところが、要件の厳格化ということについて見た場合に、少し曖昧なのではないかなと感じたところがあります。

私からの意見は以上です。

○山本座長 ありがとうございました。質問もあったようですが、事務局からいかがでしょうか。

○田尻補佐 産業組織課の田尻と申します。

御質問の件、まず1点目、確認時の開始の要件でございますけれども、こちらは、我々の今の想定としては、「確認、手続に入ることについて異議を述べていないこと」ということで、それは、すなわち1/5を有する方々がしっかりと考えていただける状態にあるということなので、これをもって「可決の見込みがないことは明らかでない」としてはどうかと考えたところでございまして、最終的には、賛成するかというのは、ほかの金融機関様の判断ですとか、その他の事情によって変わり得ることではあるとは思いますが、その前段階という意味で、このような記載とした次第ではあります。一方で、御指摘のところは、もっともというところはございますので、御指摘を踏まえて、再度また検討をさせていただきたいと思っておりますというのが、まず第1点目でございます。

2点目については、どういった研修なのかというところについて、まず先にお答えさせていただくと、すみません、明示的に資料には書いていなくて恐縮ですが、これは、指定確認調査機関が実施をいただくことを想定しておりまして、したがって、指定確認調査機関が確認調査員という方を指定することにはなるので、しっかりと研修を受けていることを確認した上で、個別の案件においてしっかりと指定をしていくことで、基本的には対応していくということでございます。その上で、加重というところについては、しっかりと研修を受けるというのが、やはり実務上のいろいろな、この制度が始まった後から定

着する実務もあるかと思いますが、しっかりと研修の中で、この中で、特出ししているのは「労働関係に関する事項を含む。」と書かせていただいていますけれども、それに限らずしっかりと一般的なところも含めて研修をいただくということをもって厳格化と呼べるかどうかという御指摘はありましたけれども、しっかりと確認調査員の方の質を担保していくということかなと、我々としては考えている次第でございます。

○杉本委員 ありがとうございます。1点目については、御提案いただいた赤い文字で書かれた部分についての内容については、特に異議があるわけではないのですが、条文に書かれていることとのつながりについて、権利変更概要書の記載の、その「権利変更の方向性が」というのが主語になっているので、それに対して「確認を受けることについて異議がない」というのがつながっていないように読めてしまうところが気になったというところであります。うまく伝わっているといいのですが、よろしくお願いいたします。

○鮫島産業組織課長 問題意識は、私もよく分かりました。

それで、この法律の手続では、確認があつて、最終的には決議もあつて、何についての見込みなのかというところを、この条文との関係を整理して、改めてまた次回までに御相談できればと思います。御指摘ありがとうございます。

○山本座長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。四十山委員、お願いします。

○四十山委員 今、杉本先生から確認調査員についての御意見が出たところですが、私も、確認調査員の、この32ページについて意見と言いますか、要望でございますけれども、申し上げます。

ここに書かれてございます、確認調査員の要件については、特に反対ということはないのですが、先ほどもお話があったとおり、事業再生ADRからの移行があり得るということを考えると、事実上、ADRにおいても、この要件を満たす方が手続実施者に選任されることになっていくのかなと想像しております。

他方で、補佐人の選定基準やプロセスについては、この資料には、特に記載がございませんので、これは、指定確認調査機関において定める、あるいは運用に委ねられるというふうに理解をしております。

これまで、事業再生ADRにおいては、事業再生の経験を一定程度有する弁護士及び会計士を補佐人に選任するという運用が適正になされているものと承知をしております。ただ、事業再生ADRも本制度も、今後、毎年何十件も発生するというわけではないのでし

ようから、本制度が将来的に必要な場合に適正に利用されていくためには、中堅層の実務家を将来の確認調査員候補として育成していくことも不可欠であるというふうに考えておりまして、その観点から、補佐人の選任についても、適正な運用がなされることが、事業再生ADRも含めて、引き続き必要であると考えております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。ほかに御発言ございますでしょうか。菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 今の確認調査員のところについての意見と言いますか、私も、基本的には四十山先生のおっしゃっていたとおりでと思いますけれども、今回、早期事業再生法の確認調査員というのは、非常に重要なポジションであることは、皆様御理解のとおりですし、裁判所の認可を経るとは言え、反対債権者についての法律効果を及ぼすということの判断、それに公平性なども含めて、この確認調査員にかかっているのかなという意味で言うと、厳格性が求められるのも、もちろんそうだと思いますし、先ほど四十山先生がおっしゃったような、ここの適正を確保する専門家というのが、きちんと世代間を通じて受け継がれていって、人材としてきちんと担保されていくことは、確かに非常に重要だと思っております。この調査員の選定基準を見ると、ADRの手続実施者ではないというパターンで言うと、この確認調査員を補佐する者という経験から、この確認調査員になるルートというのは、非常に重要なルートかと思っておりますので、今、運用において示されているとおり、その選定基準だとかプロセスについての公表というのは、一つ重要なポイントではないかと、私も思っております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。鐘ヶ江委員、どうぞ。

○鐘ヶ江委員 今、確認調査員の話が出ましたのでその関連ですが、本手続は、認可手続が後に予定されている関係で、裁判所の認可を受けるべき権利変更議案と早期事業再生計画案については分けて規定されており、確認調査員の調査報告書の調査範囲についても、認可のための資料という観点から、権利変更議案の方を中心に規定されていると思います。他方、事業再生ADRの手続実施者は、手続全体を主宰して、場合によっては債務者、債権者間の協議の調整も行うという非常に広い業務を行なっているかと思えます。

規定ぶりからすると、確認調査員は特に権利変更議案についての調査をしたり報告をしたりという業務を主として行なうとされてはいますが、権利変更議案は早期事業再生計画

に沿って策定されるものですし、対象債権者集会等も法令に従って行なわれますので、実際の本手続のイメージは、手続実施者と同じように手続を主宰し債権者・債務者間の議論の調整も行うという役割が、この確認調査員にも期待されていると理解をしています。このような観点からすると、事業再生ADRの手続実施者と、この確認調査員というのは、それほど大きくは違わない、ほぼ同じような業務を行うものとの理解です。

ただ、裁判所の認可であるとか、反対債権者の権利を制限し得るという本手続には重大な効果もあるので、確認調査員にはより厳格な要件が求められると附帯決議されたということで、そこに対応するものが、資料32ページの赤字の部分と理解しています。ただし、基本的な役目や責任も変わらないとは思いますので、あまり大きな差を設けるべき部分ではないと思っております。そういう意味で、資料32ページの「研修」というところで、きちんとその附帯決議にも対応していただいております、一定の要件の加重もありますので私はこの内容に賛成です。余談ですが、私自身、手続実施者となる資格はありますが、確認調査員の資格に大きな差があると、一定の手続実施者では手続移行には対応できないという事象が生じることになります。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。御発言はいただけた感じでしょうかね。あとは、事務局から何か御審議する点はありませんか。

○鮫島産業組織課長 幅広い論点につきまして、ありがとうございました。

労働者もしくは労働代表、名宛て人の問題については、今後、しっかり詰めてまいりたいと思っております。

資産評価の基準とする時点についても、さらに深掘りして検討してまいりたいと存じます。

最初に四十山先生から御指摘があった27ページのブレDIPファイナンスに関する実務の状況につきましても、大変勉強になりました。特に、運転資金については、コミットメントライン付きが使われる、それによって柔軟にアウトスタンディングが決まってくるとのことだと思っております、特にこの新しい制度では、全員一致ではない、場合によっては多数決がある、緊張感がある。したがって、ファイナンサーの立場からすると、なるべく終期についてはコントロールが利くようなタイミングがよろしいということかと。そうすると、この終期の扱いについては、恐らく金融機関側からは短いほうがいいだろうということかもしれません。そこはまた、別途金融機関の代表の方からも意見を聴きなが

ら決めていくことができればと考えてございます。本日のところは、御意見を重視させていただきつつ、今後の検討に生かしてまいりたいと考えております。

○山本座長 四十山委員、コメントがあればお願いします。

○四十山委員 すみません、私の説明がちょっと不足していたかもしれませんが、本制度においてどういう建付けにするかという問題について、この超短期間の資金が必要だと、例えば1か月でいいんだけど、このスポットが必要なんだというときに、優先性を与えるかどうか。それは、そういう必要があるケースもありますので、それが可能な制度にするというのも、一つの在り方だと思いますし、事業再生ADRのように、弁済期が手続の終了日以降に来るようにしておけば安定した手続が確保できるという点で、これは事業者側にとって非常にメリットがあることです。金融機関側の事情としても、今のプレDIPファイナンスというのは、プレイヤーも増えてきておりまして、ADRができた当時は、ほとんどプレイヤーがいない状態だったと認識しておりますけれども、今は、多くの金融機関がプレDIPファイナンスあるいはDIPファイナンスに取り組んでおりますので、提供者はたくさんいるということを考えますと、手続の安定を優先するという考え方もあると思いますので、そこは、皆様のいろいろな御意見があるかなと思います。

○山本座長 ありがとうございます。それでは、この点は、また次回、次々回も含めて、金融機関等の御意見も踏まえながら、どういう形にしていくかということ、もう一回議論していただくことになろうかと思います。

ほかにいかがでしょうか。それでは、松田課長、お願いします。

○松田産業創造課長 産業創造課長の松田でございます。もとの課名は産業再生課でありまして、今も事業再生ADRの関係等々を見させていただいております。

直近、労働関係の仕事も少し携わっていたものですから、今の御議論を聞いても、労働者の企業の実態、そもそも労組が組織率で、今日本は10%ぐらいだと思いますし、実務的にどう回っているのかというところは、よく詰めていかないといけないのかなと。

まあ、国会なりの附帯決議の要請で、かなり言われて苦労して、こういう文になっているところがある一方で、先生方がおっしゃるとおり、そもそもは、早期の事業再生を図ることで、事業と雇用を継続することが、本来あるべきものとして法が目指すところだと思いますので、今の労働法で守られている部分と、ここでどういう手続をうまく整理するかは、よく御相談しながら決めていきたいなと思ってございます。

○山本座長 ありがとうございます。オブザーバーの方からの御発言はよろしいです

かね。それでは、中村委員、お願いします。

○中村委員 資産評定に関して、先ほど、基準日のお話をさせていただきましたが、評価の仕方について、少し加えさせていただきます。金融支援がリスケジュールに留まる場合、一般に公正妥当な会計基準に基づくことができると記載していただいている点について、基本的に賛成です。

金融支援が債権放棄等を求めないリスケジュールに留まる場合、厳格な資産評定に基づく実態債務超過及び債権放棄等の算出が不要になったり、権利変更が保全・非保全に関係がない債権額ベースのリスケジュールになったりし、評定・評価が権利変更に及ぼす影響が重要でなくなるため、資産評定の手続を軽減できる余地があると思っています。

一方で、実態BSや財務状況を示す趣旨からすると、不動産等の評価は、会計基準によると、どうしても過去の古い取得価格に基づく簿価になるため、含み益が多額にある場合に資産評定後のBSが実態に比して分かりにくいという問題が生じる可能性もあると思います。

また、担保評価に基づく保全・非保全の区分について、保全部分は、別途の別除権協定等で債権者の意向を反映できる機会を得ることができ問題にならないと考えられるものの、あまりにも非保全部分のバランスが歪んでいると問題になるケースもあるかもしれません。一案ですが、事業再生ADRでも重要性が乏しい等の不動産については、鑑定ではなくて地価公示等を使うことも許容されていますので、そういった価格を利用できる余地を残すことを、今後の議論の中で検討できればと思っておりました。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。それでは、杉本委員、どうぞ。

○杉本委員 私、実務がよく分かっておらず、教えていただければと思いますが、先ほど出ておりましたプレDIPの要件のところで、四十山先生からお話を伺いましたけれども、ここの部分、プレDIPを、例えば対象債権として確認の対象にはするものの、6条の2項のただし書で、その後、例外として弁済を認めるみたいなことは可能というか、考えられ得るものなのでしょうか。

○山本座長 ちょっと別の問題かと思えますので。

○杉本委員 すみません、次回の一時停止の要請と例外の部分になりますね。

○山本座長 これは、次回の対象事項だと思います。

○杉本委員 はい。

○山本座長　　ほかはいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、まだ時間はありますけれども、御議論も尽きたと思いますので、本日の議論は、この程度とさせていただきます。

最後に、事務局から事務連絡をお願いしたいと思います。鮫島課長、お願いいたします。

○鮫島産業組織課長　　ありがとうございました。

次回、第2回は、11月の10日、月曜日の15時から予定してございます。詳細は、また事務局から御連絡を差し上げます。

以上でございます。

○山本座長　　ありがとうございます。次回は、ひょっとしたら山場かもしれませんが、引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の第1回早期事業再生検討ワーキンググループは、これまでとさせていただきます。本日は、長時間にわたりまして、熱心な御議論、誠にありがとうございました。

○一同　　ありがとうございました。

——了——